第百条第一項第十一号中「第六十五条第一項各号」を「金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項各号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　法第五十四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合

第百条第一項第十六号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加える。

第百二条第一項中「（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）」を削る。

第百七条第二項第十一号中「第五十条第六項第二号」を「第五十条第七項第二号」に改め、同項第十三号及び同条第五項第三号中「第五十条第六項第三号」を「第五十条第七項第三号」に改める。

第百十五条第一項第六号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第百十九条第一項中「第十六条の三第二項第一号」を「第百十六条第二項第一号」に改める。

第百三十二条第一項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　会計監査人の氏名又は名称

第百三十二条第一項第五号ロ⑴中「第九十六条第一項第三号のイ」を「第九十六条第一項第三号イ」に改め、同号ホ⑶中「第百二条第一項第五号」を「第百二条第一項第五号イからホまで」に改める。

第百三十七条の二第一項中「外国銀行代理金庫」の下に「（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）」を加える。

第百三十七条の六中「外国銀行代理業務」の下に「（外国銀行代理業務に係る行為をいう。次条及び第百三十七条の九において同じ。）」を加える。

第百四十三条第四号ニ中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑴中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑵中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑶中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑷、⑸及び⑻中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑽中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第百七十条の二の七第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

第百七十条の六第二項第三号ただし書中「前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号」を「前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第百七十条の七の二第三号イ、第百七十条の九第一項及び第百七十条の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第百七十条の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第百七十条の二十一第一項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第百七十条の二十三第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

別紙様式第十五号の二及び別紙様式第十五号の三中「第54条の２第１項」を「第54条の２第１項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二十二条第十項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第二十二条第十項において「改正前厚生年金保険法」という。）」に改める。

第二十二条第十項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法」に、「同法第百三十条の二第二項」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項」に、「厚生年金基金から同法」を「存続厚生年金基金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改める。

第二十三条第二項第六号中「厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を「存続厚生年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次号において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。同号において「廃止前厚生年金基金令」という。）」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同項第七号中「厚生年金基金から、厚生年金基金令」を「存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に改め、同項第八号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改める。

第三十一条の五第二項第三号ただし書中「前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号」を「前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第三十一条の六の二第三号イ中「第四十五条各号に掲げる」を「第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる」に、「が法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号」を「（法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条」に、「が当該各号」に、「（法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号」を「（同条」に改める。

第三十一条の八第一項及び第三十一条の十三第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第三十一条の十五第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第三十一条の二十第一項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）」を加える。

第四十二条の十一第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第六条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「着信課金サービス」の下に「及び統一番号サービス」を加える。

第三十条の二十六第二項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。